

未来の
投票率
アップ

安曇野市 未来の投票率アップ大作戦

～子どもと投票に行くと未来の投票率が上がる!?!～

選挙権年齢の引き下げにより、家庭での子どもへの主権者教育の大切さが改めて認識され始めています。総務省が18歳～20歳を対象に行った「18歳選挙権に関する意識調査」では、子どもの頃に親の投票に付いて行ったことがない人の投票率は**41.8%**、付いて行ったことがある人の投票率は**63.0%**と大きな差があります。投票する姿を子どもに見てもらふことは、政治や社会に興味を持つ第一歩になるのではないのでしょうか。

豆知識 公職選挙法の改正により、選挙人が同伴できる子どもが「幼児」から「18歳未満」に広がりました。



子どもも楽しめる選挙に関するクイズを用意しました。18歳未満の子どもと一緒に投票所に行き、解答用紙を提出してください。成績優秀者には記念品をプレゼント（後日郵送）しますので、ぜひ挑戦してみてください。答えは4月17日（水）発行の広報あづみの4月号通常版に掲載します。

選挙クイズ

- Q 1. 投票所へ忘れずに持っていくものは？（身分証明書・投票所入場券・お金）
- Q 2. 県議会議員選挙には何歳から立候補できる？（18歳・25歳・30歳）
- Q 3. 投票に行かないと罰金を取られる国はどこ？（日本・オーストラリア・ドイツ）
- Q 4. SNSにアップするために、投票所の中を撮影できる？（できる・別の目的ならOK・できない）
- Q 5. 右のキャラクターの名前は「選挙のめいすいくん」
さて、彼は何をモチーフに作られたキャラクター？（投票箱・トラ・ネコ）
（ヒントは頭にある2本のタテ線）



解答方法

下の解答用紙に必要事項とクイズの解答を記入し、投票所（期日前投票所を含む）で提出できます。無投票の場合でも、選挙管理委員会（市役所3階西側窓口）または各支所で提出できます
※無投票の場合の受付期間：4月1日（月）～8日（月）の平日・午前8時30分～午後5時15分

キリトリ線

【選挙クイズ】 解答用紙 ※コピーでも使用可

（子どもの） 名 前	_____	【解答】 ※解答を○で囲んでください
（子どもの） 年 齢	_____	Q1. <u>身分証明書</u> ・ <u>投票所入場券</u> ・ <u>お金</u>
郵便番号	399-_____	Q2. <u>18歳</u> ・ <u>25歳</u> ・ <u>30歳</u>
住 所	安曇野市	Q3. <u>日本</u> ・ <u>オーストラリア</u> ・ <u>ドイツ</u>
		Q4. <u>できる</u> ・ <u>別の目的ならOK</u> ・ <u>できない</u>
		Q5. <u>投票箱</u> ・ <u>トラ</u> ・ <u>ネコ</u>

投票日

4月7日



投票時間 午前7時から午後8時まで

※大口沢公民館は午後6時まで

投票日当日の投票所は住所で指定されます。また、投票所の場所が変更となっているところがありますので、投票所入場券を確認のうえ、お出掛けください。市ホームページでも確認ができます。

期日前投票（どの期日前投票所でも投票できます）

市役所本庁舎・穂高支所
三郷公民館・堀金支所・明科公民館



3月30日土～4月6日土

■時 間 午前8時30分～午後8時

■持ち物 投票所入場券

※入場券の裏面が期日前投票宣誓書（兼請求書）になっており、事前に記入して持参すると、スムーズに期日前投票ができます。

☎市選挙管理委員会事務局 ☎71・2031 ☎72・9266

投票ができるのは
市の永久選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

▽日本国民で、投票日に満18歳以上（平成13年4月8日以前に出生）の人

▽平成30年12月28日以前から引き続き安曇野市に住民登録されている人

※去年の12月29日以降に県内の他市町村から安曇野市へ転入の届出をした人は、転入前の市町村で投票できます。

※投票日前に県外へ転出した人は、投票できません。

市内で転居した場合は
今年の3月11日までに転居の届出をした人は、新しい住所地の投票所で投票できます。

3月12日以降に届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

投票所入場券をお忘れなく
投票所入場券（はがき）を世帯主宛てに郵送します。はがき1枚には、同一世帯の有権者4人分までの入場券が含まれています。入場券を紛失した場合、投票所でその旨をお伝えください。

なお、発送日の都合上、無投票

さまざまな投票方法

投票方法	内容
郵便による不在者投票	重度の身体障がいのある人が在宅で郵便により投票できる制度です。
病院・施設等での不在者投票	不在者投票ができる施設に指定されている病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、施設で不在者投票することができます。
滞在地での不在者投票	投票日に仕事や学業などで他の市区町村に滞在中の人は、滞在先の市町村の選挙管理委員会投票所投票できます。
代理投票	字を書くことができない人のための制度で、投票所係員が補助者となります。
点字投票	目が不自由な人のための制度です。

※事前手続きが必要です。早めに申請してください。手続き等詳細は、選挙管理委員会へ問い合わせください。

長野県議会議員一般選挙 私たちの一票で 長野県の未来を選択しよう!

この場合でも入場券は送付されますので、ご理解をお願いします。

選挙公報のお届け
候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報は、投票日の2日前までに新聞折り込み等でお届けします。発行後は、市役所・各支所の窓口にも備え置き、市ホームページでも見ることができます。

郵送を希望する人は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。